

公的研究費の不正使用の発生要因と不正防止計画

本学において、公的研究費の適正な使用を徹底するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成19年2月15日文科部科学大臣決定）（平成26年2月15日改正）において求められている内容を踏まえ、不正防止計画を以下の通り策定しました。

【不正使用の発生要因と不正防止計画】

項目	発生要因	不正防止計画
責任体系の明確化	・競争的資金等の運営・管理に関する責任やそれぞれの権限が不明瞭である。	・公的研究費管理・監査規程において、最高管理責任者等やそれらの責任範囲・権限を定め、ホームページにより学内外に公表するとともに、公的研究費ハンドブック等に掲載し、教職員に周知を図る。
ルールの明確化・統一化	・研究者及び事務職員等の理解不足により、ルールと実態の乖離を招く。	・公的研究費の使用・管理等を整備した「公的研究費ハンドブック」を作成し、全教職員に配布してルールの周知徹底を図る。 ・不正防止等に関する啓発のメール通知を随時行う。
関係者の意識向上	・研究費の原資が国民の税金であるという意識が欠如している。 ・コンプライアンスに対する意識が希薄である。	・教職員に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。 ・公的研究費採択者等から研究費を適切に使用する旨の「誓約書」を提出させ、研究において不正を行わないことを宣誓させる。
研究費の適正な運営・管理活動（予算管理）	・年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	・事務部門において定期的に予算執行状況の確認を行い、研究者に計画的な執行を要請する。
研究費の適正な運営・管理活動（発注と検収）	・一件または一組が5万円未満の物品は研究者が取引業者へ直接発注している。 ・取引業者に対する指導が不十分である。	・研究者からの申請に基づき、全ての物品購入については原則事務部門が発注をする。取引業者からの納品時には必ず事務部門が立会い検収を行う。 ・取引数の多い業者については、不正な取引をしない旨の誓約書を徴する。
情報の伝達を確保する体制の確立（相談窓口の設置と通報（告発）窓口の設置）	・公的研究費使用ルール等に関する理解不足や不正使用に関する学内外から通報を受ける窓口に対する周知が不足している。	・公的研究費の不正使用に関する大学の取組体制、各種窓口、関係する規程等について、ホームページより学内外に公表し周知する。 ・公的研究費に関する相談窓口は社会連携推進課とする。 ・公的研究費の不正使用についての通報窓口は社会連携推進課とする。
内部監査及びモニタリングの在り方	・監査及びモニタリングが十分ではないため不正発生のリスクが高まる。	・監査部門は不正要因を除去するために教育・研究不正行為対応委員会に対しヒヤリング・意見交換を行い、監査及びモニタリングの実施計画書を作成する。